

「住居契約更新料給付金」事業が始まります。

板橋区では、新型コロナウイルスの影響が長期化している現状を受け、今後も区に安心して住み続けて頂くため、お住まいの物件が契約更新を迎える方の一部を対象に、「住居契約更新料給付金」事業を始めます。

【対象となる方】

令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間に、「住居確保給付金」の支給が決定しており、かつ当該給付金の受給期間中に住居契約更新月を迎える方（詳細は裏面「住居契約更新料の支給対象期間について」を参照ください）

【支給金額】

「住居確保給付金支給決定通知書」記載の支給額と同額

【申請方法】

- ① 「住居契約更新料給付金申請書兼確認書」（別記第1号様式）
- ② 「住居契約更新に関する状況通知書」（別記第2号様式）
※賃貸借契約書のコピーを添付してください。
- ③ 「住居確保給付金支給決定通知書（コピー）」

以上①～③の3点、賃貸借契約書（コピー）を契約更新日の含まれる月の前月の末日までに「いたばし生活仕事サポートセンター」の窓口までご持参ください（※郵送での申請は受付けておりません。お気をつけください）。

※上記様式は、「いたばし生活仕事サポートセンター」のホームページよりダウンロードできます。

また、「いたばし生活仕事サポートセンター」窓口でも配布しています。

【お問合せ・提出先】

「いたばし生活仕事サポートセンター」
住居確保給付金担当
電話：03-6912-4591

